



宮崎県社会的養育推進計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月
宮崎県こども家庭課

概要版



計画概要等

改定の理由

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間の計画期間とし、前期と後期に分けて策定したものであり、令和6年度で前期が満了することや、**児童福祉法の改正や国の策定要領等を踏まえた、所要の改定**を行うもの。

計画の概要

- 1 計画期間
令和7年度～令和11年度（5年間）
- 2 計画の趣旨
こどもが権利の主体であるとの認識の下、養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益を実現するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を明示するもの。
- 3 基本理念
養育において保護や支援を必要とする**こどもの最善の利益の実現**

計画の主な見直し (追加)のポイント

- 1 項目
「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設
- 2 記載事項
PDCAサイクルの観点から、各項目ごとに「現在の整備・取組状況等」等を記載
- 3 評価指標
各項目ごとに「評価の指標」を設定

目次

はじめに		2～3
第1章	本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	4～5
第2章	当事者であるこどもの権利擁護の取組	6～7
第3章	市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組	8～9
第4章	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	10～11
第5章	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	12
第6章	一時保護改革に向けた取組	14～15
第7章	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	16～17
第8章	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	18～19
第9章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20～21
第10章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	22～23
第11章	児童相談所の強化等に向けた取組	24～25
第12章	障害児入所施設における支援	26
参考資料	用語集・アンケート結果（計画より一部抜粋）	28～31

本県の現状

- 本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度に、**2,019件と過去最多を記録し、近年高止まりの状況**

[本県の児童相談所の児童虐待相談対応件数（件）]

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	631	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791
前年度比	88.3%	180.0%	121.4%	141.6%	96.4%	97.9%	109.5%	88.7%

- 本県では、虐待など、何らかの事情により実親による養育が困難であり、公的責任において社会的な養育が必要なこども（以下「**代替養育を必要とするこども**」という。）が**約420人**おり、里親やファミリーホーム、児童養護施設や乳児院などで生活

計画策定に至った経緯

- 社会的養護の充実については、平成23年から国で検討が重ねられ、本県においても地域の実情に即しながら、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進するために、平成27年10月に「宮崎県家庭的養護推進計画」を策定
また、平成28年改正児童福祉法において、国より**里親等委託率**など具体的な数値目標が示されたことから、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「宮崎県社会的養育推進計画」を令和2年3月に策定
- さらに、令和4年改正児童福祉法（以下「改正法」という。）において、**こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護**が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われ、これらの内容について、都道府県が計画に適切に反映した上で、取組を推進していくことが必要
- これらを踏まえ、里親・ファミリーホーム数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援センター、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等の自立支援の体制等についても**整備目標等を明記した計画へと抜本的な見直し**を行うとともに、整備された資源による効果や課題について、**適切な指標を設けて実態把握・分析**を行い、**適切にPDCAサイクルを運用**していくことが必要
このため、国は、新たな「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示し、本県では現行計画を見直して、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画に改定

計画策定の趣旨

本計画は、こどもが権利の主体であるとの認識の下、養育において保護や支援を必要とする**こどもの最善の利益を実現**するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を明示するもの

基本理念

養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益の実現

計画の構成

- 第1章 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組
- 第3章 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組
- 第4章 **支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組**
- 第5章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- 第6章 一時保護改革に向けた取組
- 第7章 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- 第8章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 第11章 児童相談所の強化等に向けた取組
- 第12章 **障害児入所施設における支援**

※太字：新規項目

計画期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

- こどもの最善の利益を実現するためには、「**家庭養育優先原則**」と「**パーマネンシー保障の理念**」に基づく**ケースマネジメントを徹底し、継続**していくことが必要

このため、次の①から④に取り組んでいく。

①	こども家庭センターを中心とした相談支援体制や市町村の家庭支援事業により、 虐待等に至る前の予防的支援策 が円滑かつ効果的に実施されるよう、県として必要な支援に取り組む。
②	代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所が、家庭養育優先原則に基づき、 まずは里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討
③	これらのいずれも代替養育先として適当でないこどもについては、 小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニット等への入所を検討
④	なお、これら里親、施設等への 入所期間は、できるだけ短期間 となるよう、 適切なケースワークや進行管理 を行うとともに、 家庭復帰を含めた親子関係の再構築支援に積極的に取り組む。

このことについて、児童相談所は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続

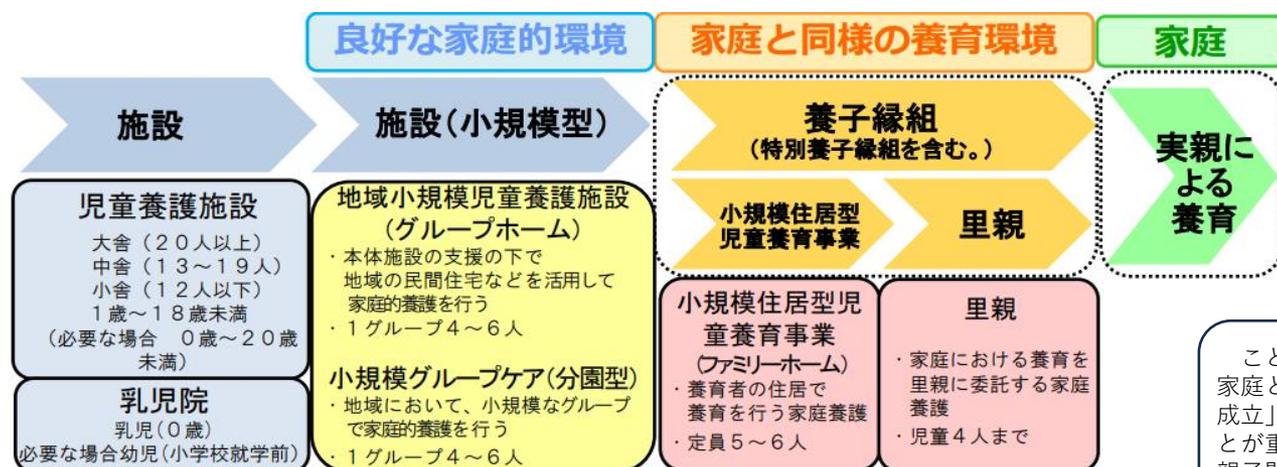
また、関係機関や施設等に対し、これらについてあらゆる機会を活用して働きかけ、里親支援センターが、関係機関と連携しながら県民に対する**里親制度の普及・啓発、里親登録、里親委託後の子育て支援を展開**

- 計画の進捗状況については、**毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価**を実施し、その結果を県社会福祉審議会に報告するとともに、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、適宜取組の見直し等を行い、**適切にPDCAサイクルを運用**
- なお、本計画の策定にあたり、当事者である**こどもの意見を可能な限り反映**



家庭養育優先原則

こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することを前提とし、こどもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、こどもが優先的に家庭における養育環境と同様の養育環境（養子縁組、里親やファミリーホーム）において継続的に養育されるようにする考え方 ※児童福祉法第3条の2に規定



[家庭養育優先原則] こども家庭庁支援局家庭福祉課発出「社会的養育の推進に向けて」による。

こどもの意向や状況等を踏まえて、家庭と同様の養育環境である「養子縁組成立」、「里親等委託」を進めていくことが重要！もちろん、家庭復帰を含めた親子関係の再構築支援も必要！



パーマネンシー保障

「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障」するというもの。社会的養護においては、養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、こどもが養育者に安心感や信頼感を持つために、家庭復帰や養子縁組等により、こどもに安定的なケアを保障するという考え方

本県の現状・課題・具体的な取組

現状

- 当事者であるこどもが、権利擁護についてどのように感じているか実態を把握するため、里親委託児童や施設入所児童等に対して、**匿名によるアンケート調査等**を実施

[職員等に意見・気持ちを伝える機会の有無（児童養護施設入所児童）]

項目	結果	
	回答数	割合
ある	196	66.9%
ない	84	28.7%
無回答	13	4.4%
合計	293	100.0%

- 児童相談所は、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が必要となる場面において、措置をとる理由やこどもが置かれている状況等について必要な事項をこどもに**事前に丁寧に説明し、こどもが説明を理解できたことを確認した上で措置**を実施

課題

- こどもの意見聴取の取組として、児童相談所や施設は、面談等でこどもから意見を聞く機会を設けているが、こどものアンケート結果のとおり、「自分の意見を伝える機会がない」と回答しているこどもがいたため、措置児童に、**こどもの権利や意見表明等の手段について理解を浸透させることが必要**
- 改正法において、**意見表明等支援事業（児童相談所等から独立した立場の者がこどもの意見を聞く事業）が創設**され、その着実な実施に向けて必要な措置を実施することが都道府県の努力義務化。このため、意見表明等支援事業に関して、**今後の導入に向け、効果的な運用**を行うことが課題

具体的な取組

- 児童相談所で一時保護するこどもについては、定期的にアンケートを実施。また、施設等においては、現況調査やアンケートにより、こどもの権利擁護の視点に立った支援が行われているか確認。特に「**自らの意見を伝える機会がある**」と**全員が認識**できるよう周知
- 意見表明等支援事業について、令和7年度からの実施に向け取り組む予定

整備目標及び評価指標

- 社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対する周知のため、こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数を年度ごとに増やせるよう努める。
- 令和11年度末までに意見表明等支援事業の利用可能なこどもの割合を100%になるように、また、そのうち事業を利用したこどもの割合を100%になるよう取り組む。

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標					
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末	
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	実施回数	3回	3回	3回	4回	5回	6回
	受講者数	100人	100人	100人	120人	140人	150人
意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの割合及びそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））	割合 (利用可能なこども)	－	30%	50%	70%	90%	100%
	割合 (利用したこども)	－	100%	100%	100%	100%	100%
	第三者への委託状況	－	有	有	有	有	有
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	認知度	－	100%	100%	100%	100%	100%
	利用度	－	100%	100%	100%	100%	100%
	満足度	－	100%	100%	100%	100%	100%
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	－	100%	100%	100%	100%	100%	
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	割合	－	－	50%	70%	90%	100%
	満足度	－	－	100%	100%	100%	100%
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数	設置状況	無	有	有	有	有	有
	こどもからの意見申し立て件数	－	意見の申し立てに応じて適切に対応する。				
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	委員としての参画の有無	－	措置児童へのアンケートについては継続して実施し、意見聴取、意見表明等支援事業の状況により、社会的養護施策策定への当事者であるこどもの参画を検討する。				
	アンケート等の実施	有	有	有	有	有	有

本県の現状・課題・具体的な取組

①市町村の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組

現状	改正法において、地域の相談支援体制の強化を図るため、 こども家庭センターの設置が市町村の努力義務 。 こども家庭センターの設置状況は、県内 13市町村で設置済み で、残りの市町村も設置に向け準備中 (令和6年4月1日現在)
課題	全市町村にこども家庭センターを設置することや、こども家庭センターと児童相談所間の連携体制の構築、 統括支援員の資質向上やサポートプランの作成等を支援することが必要
具体的な取組	こども家庭センターの普及については、こども家庭センター未設置の市町村に対して、 利用者支援事業 に おける「制度施行円滑導入経費」や「開設準備経費」の活用を促すなど積極的に支援

②市町村の家庭支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組

現状	子育て短期支援事業（ショートステイ等）では、里親や児童養護施設等の社会資源が近傍にないなどとい う理由で、実施できない市町村もあり、 県全体として実施にばらつき
課題	地域間の子育て短期支援事業実施のばらつきを解消するため、市町村が積極的に 里親に当事業を委託 でき るよう支援することが必要
具体的な取組	引き続き、市町村において、虐待等に至る前の予防的支援として重要な役割を果たす家庭支援事業が円滑 かつ効果的に実施されるよう、必要な支援を行う。特に子育て短期支援事業実施可能な児童養護施設等の社 会資源が乏しい地域においては、今後、 委託先となり得る里親・ファミリーホームの開拓 を促進

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

現状	県内2箇所（県央・県南）に児童家庭支援センターを設置
課題及び 具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内全域の児童、家庭の福祉の向上を図るため、県内3箇所以上の児童家庭支援センターの設置を検討 ○ 児童家庭支援センターが、こども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うことや、市町村から委託を受けて家庭支援事業を実施すること、児童相談所から在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、関係機関に働きかけ

整備目標及び評価指標

①市町村の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組

こども家庭センターについては、令和8年度末までに全市町村への設置を目標

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
こども家庭センターの設置数	13箇所	23/26	26/26	26/26	26/26	26/26
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	3回	3回	3回	3回	3回
	受講者数	65人	各市町村母子保健担当及び児童福祉担当を対象とする。			
県と市町村との人材交流の実施状況	交流2人、研修2人 (R6.4時点)	児童相談所にて交流職員、研修職員の受け入れを行う。				
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	-	市町村支援児童福祉司が策定状況を把握し、必要に応じて技術的助言等を行う。				

②市町村の家庭支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組

市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム等を拡充

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	100%	市町村において活用可能な社会資源を踏まえた上で100%を基準とする。				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	14箇所	36箇所	41箇所	47箇所	52箇所	58箇所

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- 県内全域に支援が行き届くよう令和9年度までに3箇所以上の児童家庭支援センター設置に向けて取り組む。
- 児童家庭支援センターが家庭支援事業を受託できるよう市町村と連携

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
児童家庭支援センターの設置数	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合	委託件数	4件	29件	31件	33件	40件
	割合 (分母：指導措置委託全件数)	19%	62%	63%	65%	69%
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所

本県の現状・課題・具体的な取組

現状

- 全国の特定妊婦数は、令和2年4月現在で8,327人であり、本県では、令和5年3月現在で122人。県内では、過去に、特定妊婦が乳幼児を遺棄致死した事案も発生しており、家庭生活に困難を抱える特定妊婦に対する支援の強化が必要
- 現在、県内に助産施設は6か所（1か所は休止中）あるが、その利用状況は減少傾向
- 各市町村は、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、産後ケア事業を実施

課題

- 子育て世帯訪問支援事業をはじめとする**家庭支援事業による支援**のほか、**妊産婦等生活援助事業**により、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を行うことが必要
- 必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を受け入れる「**助産施設**」の周知を図ることが重要

具体的な取組

- 今後、国の実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、妊産婦等生活援助事業の整備が進められるよう、**母子生活支援施設や乳児院の活用を検討**
- 県内どこにいても助産施設を利用できるよう体制整備を検討。特定妊婦等に制度が周知されていることが重要であることから、県のホームページやSNS、子育て関連イベント等を活用して制度を周知
- 人材育成の観点から、特定妊婦等への支援に関係する職員（保健師等）に対する研修を継続

整備目標及び評価指標

- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する支援の強化を図るため、今後、妊産婦等生活援助事業を県内1箇所以上で実施できるよう体制整備を進める。
- 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修は、継続して取り組む。

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
助産施設の設置数	6箇所	現状維持(6箇所)				
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数 (保健師対象)	実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
	受講者数	74人	対象となる県・市等の保健師(38人程度)			

【参考】

助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設(病院・助産所) ※児童福祉法第36条に規定



各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- 国の策定要領に基づき、予防的支援による家庭維持の見込数等を踏まえ、下表のとおり算出
- 今後、人口減に伴い代替養育必要こども数は**減少傾向**

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
代替養育を必要とするこども数	386	378	370	361	353
3歳未満	25	24	24	22	22
3歳以上の就学前	71	70	68	67	65
学童期以降	290	284	278	272	266

【参考】

国の策定要領

計画策定に
当たっての
留意事項

代替養育を
必要とする
こども数の
見込み

保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援による家庭維持の見込数のほか、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること

（参考例）

こどもの人口（推計・各歳ごと）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）
＝代替養育を必要とするこども数

空 白



本県の現状・課題・具体的な取組

現状

- 一時保護は、各児童相談所に付設している「一時保護施設における一時保護」と、里親や施設等への「委託一時保護」があり、令和5年度の一時保護施設における一時保護実績は145人、委託一時保護実績は230人
- 一時保護施設における一日当たりの一時保護人員は、令和5年度の平均が34.6人、保護期間は一人あたりの平均が33.6日で、**平均保護期間については長期化傾向**
- 虐待を理由として一時保護したこどもは、**安全確保のため原籍校に通学できないことが多く**、そうしたこどもの学習環境を整備するために、一時保護施設に**学習指導員を配置**
- 一時保護したこどもに**定期的にアンケート**を行い、権利擁護に関する取り組みを推進
- 令和6年度から、**一時保護施設の第三者評価を導入**（中央児相→都城児相→延岡児相）

課題

- 一時保護児童数については減少傾向にあるが、こども一人あたりの保護期間は長期化傾向にあるため、**可能な限り家庭復帰もしくは里親、施設措置等への決定を速やかに行い、より家庭的な環境での生活へ移行していくことが必要**
- 安全が確保されると認められるこどもは**一時保護施設や委託先から通学できるようにすることが望まれる**。
- 一時保護施設に入所するこどもへの権利擁護に関する説明の徹底が必要
- **里親等への委託一時保護は、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保し**、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点から、まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保が必要。これに加え、**一時保護専用施設等の確保も必要**

具体的な取組

- 十分な委託先を確保するため、里親支援センターと連携して、**里親制度の普及促進**を図るとともに、新たにファミリーホームの設置を検討する里親や事業所に対して、ファミリーホーム運営に関する情報提供を行うなど、**設置を促進**。これに加え、**一時保護専用施設等を確保**できるよう努める。
- こども一人あたりの保護期間が長期化傾向にあるため、可能な限り速やかに措置等を決定
- 一時保護したこどもに対して、定期的なアンケートを行い、権利擁護を推進

整備目標及び評価指標

- 里親への委託一時保護を増やすことに加え、一時保護専用施設の確保に努める。
- 権利擁護を含めこどもへの質の高い支援を行うため、一時保護施設職員向けの研修を実施
- 一時保護施設の平均入所日数は、安全確保の観点、学習権保障、今後の措置に係るアセスメント期間等を踏まえて可能な限り短くなるよう考慮

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
一時保護施設の定員数		33人	現状維持（33人）				
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設	0箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所
	委託一時保護が可能な里親等の確保数	29箇所	31箇所	33箇所	35箇所	37箇所	39箇所
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回
	受講者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）	一時保護施設数	1箇所 (R7.3.31)	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	割合	1/3	2/3	3/3	3/3	3/3	3/3
一時保護施設の平均入所日数		28.8日	29日	29日	28日	28日	28日
一時保護施設の平均入所率		34.8%	現状維持（40%程度）				

本県の現状・課題・具体的な取組

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

現状	各児童相談所に 里親養育支援児童福祉司を1名配置 し、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行い、里親等委託推進に係る業務に着実に従事できるよう体制を整備
課題及び具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭養育優先原則に基づく適切なケースマネジメントを行うために担当係を配置し、組織的に里親等委託推進に係る業務に着実に従事できるよう体制を整備することが必要。このため、各児童相談所に、担当の係、又は専門チームを配置することを検討 ○ 家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討等、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うためには、児童相談所における専門チームや担当係の配置等の体制整備が必要

②親子関係再構築に向けた取組

現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所職員や関係機関職員のスキルアップを図るため、親子再統合のプログラムなど親への相談支援に関する研修を実施 ○ 市町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが必要
具体的な取組	各児童相談所に 親子関係再構築支援員の配置を予定

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年改正児童福祉法において、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられた。 [養子縁組成立件数 (件数)] <table border="1" data-bbox="396 1013 1226 1163"> <thead> <tr> <th></th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>合計</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通養子縁組</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>特別養子縁組</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭復帰が困難なケースに係るパーマネンシー保障の観点から、特に、親が行方不明、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児については、特別養子縁組について積極的に検討を行うことが必要 		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計	平均	普通養子縁組	0	1	1	1	0	3	0.6	特別養子縁組	1	0	2	3	1	7	1.4	合計	1	1	3	4	1	10	2.0
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計	平均																										
普通養子縁組	0	1	1	1	0	3	0.6																										
特別養子縁組	1	0	2	3	1	7	1.4																										
合計	1	1	3	4	1	10	2.0																										
具体的な取組	<p>実際の縁組には、こどもの最善の利益を考慮した十分なアセスメントとマッチング等を実施 また、特別養子縁組が必要と判断される子どもについては、できる限り早い段階での養子縁組の成立が望ましいことを念頭に置いて取り組む。</p>																																

整備目標及び評価指標

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

適切なケースワークや進行管理を行うとともに、家庭復帰を含めた親子関係の再構築支援に積極的に取り組むことにより、里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の措置期間を、できるだけ短期間とする。

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	4年11ヶ月	4年6ヶ月	4年1ヶ月	3年8ヶ月	3年4ヶ月	3年0ヶ月
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）	-	里親養育支援児童福祉司の配置状況、業務負担等を勘案し整備を検討する。				

② 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制について、各児童相談所において整備を推進

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
親子再統合支援事業（親子関係再構築支援事業）による各種支援の実施件数（※複数あるメニューを拡充）	2/5件	2/5件	2/5件	2/5件	3/5件	3/5件
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	0	3	3	3	3	3
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	6回	6回	6回	6回	6回
	受講者数	200人	200人	200人	200人	200人
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数（受講者数）	実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
	ライセンス取得数（受講者）	50件	50件	50件	50件	50件
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	-	今後検討を行う。				

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

養子縁組里親のリクルート、乳幼児の里親委託を推進し、令和11年度には8件以上の特別養子縁組が成立するよう、関係機関との連携体制や、児童相談所職員の研修体制の整備に努める。

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1件	4件	6件	6件	8件	8件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件	必要に応じて対応				
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケースに係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	2件	3件	5件	5件	7件	7件
里親支援センターやフォスターリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	4件	16件	24件	24件	32件	32件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	0人	里親養育支援児童福祉職員全員を対象とする。				
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無	県内の民間あっせん機関が無い場合、状況に応じて連携する。				

本県の現状・課題・具体的な取組

現状

里親等委託率についてR5は前年度よりも微増となったが、現行計画の目標値（R6、R11）には未達

[里親等委託率及び登録里親数（R元～R5）]

事項	R元	R2	R3	R4	R5	目標値	
						R6	R11
里親等委託率（%）	12.4	10.6	10.7	10.2	11.5	27	38
登録里親数（世帯）	131	135	138	139	148	187	227

課題

- **里親制度の周知が不十分**
- 実親等が、里親制度に対し、「**子どもを奪われる**」と誤った認識をしていることもあり、**同意を得られない場合**がある。
- 子どもと里親のマッチング不調を回避するため、**十分に時間をかけたアセスメントが必要**となり、マッチング期間が長期化する傾向
- ファミリーホームが3箇所と少なく、**受け皿の確保が必要**

具体的な取組

- 里親制度の普及促進
 - ・ **里親＝養子縁組という認識をあらためることができるよう周知**
 - ・ 市町村と連携し、多くの県民が集まるイベントや会場で説明会を実施
- 里親の養育能力の向上及びフォロー体制の整備
 - ・ 子どものニーズに合った多様な里親の確保
 - ・ 里親支援センターを中心とした里親向け研修の内容を充実
 - ・ 里親に対するレスパイト環境を整備
- 児童相談所の適切なアセスメント等
 - ・ 施設入所期間が長期化する子どもの自立支援計画の見直しや適切なアセスメントのもと、**家庭復帰や里親等委託の可能性を検討**
 - ・ 児童相談所職員が里親制度を十分に理解し、**実親への丁寧な説明の上**、里親委託の同意を得られるよう努める。
- ファミリーホームの推進
 - ・ 養育者となり得る里親等に対し、ファミリーホームについての説明会等を開催

整備目標及び評価指標

①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

- 令和11年度までにファミリーホームを6箇所設置し、里親等委託を推進するとともに、養育者となり得る希望者を対象にした説明会等を開催し、周知を図る。
- 里親登録（認定）に係る審議会の開催回数を増やすなど、登録里親数の増加を図り、令和11年度までに登録率約130%に達するよう、受け皿の確保に努める。

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標					
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末	
里親等委託率、登録率、稼働率	里親等委託率	11.5%	19.5%	24.1%	28.8%	33.4%	38.0%
	登録率	46.8%	68.6%	84.2%	99.9%	115.5%	131.2%
	稼働率	24.5%	27.5%	27.9%	28.2%	28.5%	28.9%
養育里親、専門里親、養子縁組里親 それぞれの里親登録（認定）数	養育里親	147世帯	197世帯	231世帯	265世帯	299世帯	333世帯
	専門里親	9世帯	13世帯	16世帯	20世帯	23世帯	27世帯
	養子縁組里親	85世帯	110世帯	126世帯	143世帯	159世帯	175世帯
新規里親（認定）登録数	19世帯	38世帯	38世帯	39世帯	38世帯	38世帯	
委託里親数	31世帯	44世帯	55世帯	67世帯	78世帯	89世帯	
ファミリーホーム数	3箇所	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所	
委託こども数（ファミリーホーム委託児童を含む。）	48人	75人	90人	105人	120人	135人	
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	2回	2回	2回	3回	3回	3回	

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

全里親を対象としたスキルアップ研修（座学）を継続して実施。また、職員等の体制を令和9年度までに整備し、令和10年度からスキルアップ研修を年間10回実施

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
里親支援センターの設置数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
民間への委託数（里親トレーニング事業等）	0件	2件	2件	2件	3件	3件
民間フォスタリング機関の設置数	3箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基礎研修、登録前研修、更新研修などの 必修研修以外の研修（スキルアップ研修）の実 施回数、受講者数	実施回数	6回	6回	6回	10回	10回
	受講人数	126人	126人	126人	210人	210人

本県の現状・課題・具体的な取組

現状

- 児童養護施設では、令和2年度に策定した「社会的養育推進計画（施設計画）」に基づき、**小規模かつ地域分散化**に向けて計画的に取り組んできた結果、令和7年3月末現在の地域小規模児童養護施設は**11箇所**
- 施設への措置児童数は横ばい傾向にあり、施設の定員数にも変動がないため、一時保護専用施設や児童家庭支援センターの設置など**高機能化及び多機能化・機能転換はあまり進んでいない**状況
- 多くの施設において、**人材確保・人材育成に苦慮**しており、新規採用のほか、中途採用等、あらゆる機会や手段を活用して人材確保に努めている。

課題

- 今後、里親等委託を推進することにより生じる施設の定員数の減少を踏まえ、地域のニーズを的確に捉えた上で、特に施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進めることが必要
- 施設の高機能化としては、被虐待等の経験による愛着障がいや発達障がい等によりケアニーズが非常に高いこどもの受入れ、多機能化・機能転換については、**一時保護専用施設の設置、児童家庭支援センターとしての取組**、親子関係再構築に向けた保護者等への支援、**市町村の家庭支援事業（子育て短期支援事業等）の受託による地域支援や在宅支援の機能の充実**等が考えられるが、今後、施設の意向を確認しながら、その実現に向けた取組を進めていくことが必要
- 施設の**小規模化・地域分散化、高機能化**等を推進していくためには、計画的に必要な人材を確保するとともに**個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていく**ことが必要

具体的な取組

- 一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの機能を付加することが考えられ、計画的に施設等と連携して取り組む。
- 地域の支援ニーズに応じて、市町村の家庭支援事業（子育て短期支援事業等）を受託して、**地域支援や在宅支援の機能の充実**を図る。
- 施設職員を対象とする研修の内容を充実させるとともに、専門研修に係る情報提供など施設職員の資質向上に努める。

施設で養育が必要なこども数見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
代替養育が必要なこども数	386人	378人	370人	361人	353人
里親等委託が必要なこども数	75人	90人	105人	120人	135人
施設で養育が必要なこども数	311人	288人	265人	241人	218人
3歳未満	22人	20人	19人	17人	15人
3歳以上の就学前	58人	54人	49人	45人	41人
学童期以降	231人	214人	197人	179人	162人

整備目標及び評価指標

児童養護施設

- 「できる限り良好な家庭的環境」である地域小規模児童養護施設を、より多く確保していく必要があるため、県として施設や地域の実情を踏まえた上で施設整備等を計画的に進める。
- 一時保護専用施設は、児童相談所の管轄地区を踏まえ、3箇所以上の設置を目指す。
- 児童家庭支援センターは、新たに1箇所以上の設置を目指す。

乳児院

- 養育機能強化のための専門職を全乳児院に配置できるよう維持するとともに、養育機能強化のための事業を継続
- 一時保護専用施設は、1箇所以上の設置を目指す。

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
小規模かつ地域分散化施設、入所児童数	施設数 11箇所 (R7.3.31)	11箇所	13箇所	13箇所	13箇所	19箇所
	入所児童数 63人 (R7.3.31)	63人	74人	74人	74人	108人
養育機能強化のための専門職 (家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員、個別対応職員)の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員	加配施設数 10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
		加配職員数 10人	10人	10人	10人	10人
	心理療法担当職員	加配施設数 10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
		加配職員数 10人	10人	10人	10人	10人
	自立支援担当職員	加配施設数 4箇所	4箇所	4箇所	7箇所	10箇所
		加配職員数 4人	4人	4人	7人	10人
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法事業等)の実施設数	個別対応職員	加配施設数 10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
		加配職員数 10人	10人	10人	10人	10人
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法事業等)の実施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	
一時保護専用施設の整備施設数	0箇所	1箇所	1箇所	3箇所	3箇所	
児童家庭支援センターの設置施設数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	
里親支援センター、里親養育包括支援 (フォスタリング)事業の実施設数	0箇所	必要に応じて検討				
妊産婦等生活援助事業の実施設数	0箇所	必要に応じて検討				
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数 (子育て短期支援事業等)	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
養育機能強化のための専門職 (家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員、個別対応職員)の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員	加配施設数 2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数 2人	2人	2人	2人	2人
	心理療法担当職員	加配施設数 2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数 2人	2人	2人	2人	2人
	自立支援担当職員	加配施設数 2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数 2人	2人	2人	2人	2人
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法事業等)の実施設数	個別対応職員	加配施設数 2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数 2人	2人	2人	2人	2人
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法事業等)の実施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
一時保護専用施設の整備施設数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	
児童家庭支援センターの設置施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
里親支援センター、里親養育包括支援 (フォスタリング)事業の実施設数	0箇所	必要に応じて検討				
妊産婦等生活援助事業の実施設数	0箇所	必要に応じて検討				
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数 (子育て短期支援事業等)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	

本県の現状・課題・具体的な取組

現状 (課題)

- 県内の社会的養護経験者等に対する**自立支援ニーズについては増加傾向**

[新たに自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み]

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
新たに自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み(新規)	30	30	29	27	28
そのうち措置延長等を必要とする者	4	4	3	3	3

- 潜在的に自立支援の必要な社会的養護経験者はいるが、様々な理由で利用につながっていないケースもあると考えられ、今後、その理由について定期的な実態調査などにより把握に努めるとともに、社会的養護経験者等に対する積極的な周知や利用への働きかけが必要
- 令和5年度に社会的養護経験者や児童養護施設入所児童、里子、児童養護施設職員、里親等を対象にアンケートやヒアリング(令和5年度宮崎県社会的養護自立支援の実態に関する調査)を実施

推進の方向性 (具体的な取組)

- **児童自立生活援助事業所(Ⅰ型～Ⅲ型)を広域に設置**し、安定的な生活を中長期的に確保した上で、措置等の解除後も安定した地域生活に移行できるよう支援
- 社会的養護自立支援拠点事業所の相互交流の場において、措置等を解除された後も措置解除者等同士が集まり自由に交流、意見交換等が行える機会を定期的に企画・実施。
また、継続的に支援が必要なこどもについては、児童相談所等が関係機関と連携し、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法を定めた支援計画書を作成し、こどもが主体的に取り組めるよう支援
- 各児童養護施設等に自立支援担当職員の配置を促進し、措置解除前後に支援を必要とするこども等に切れ目の無い支援ができるよう努める。
- 定期的な実態把握を行い、地域・当事者等のニーズに対して適切な支援が実施されているか確認し、その上で、社会的養護経験者等への適切な支援のあり方等について検証
- **社会的養護自立支援協議会の設置**に向け前向きに検討

整備目標及び評価指標

- 児童自立生活援助事業（Ⅰ型）については、令和11年度までに、県内3地区それぞれに1箇所ずつ設置できるよう整備を推進
- 令和6年度に設置した社会的養護自立支援拠点事業所については、ニーズに応じて、サテライトの設置を検討
- 社会的養護経験者等の実態把握のため、社会的養護自立支援協議会の設置を検討

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
児童自立生活援助事業の実施箇所数	Ⅰ型 (自立援助ホーム)	4箇所 (R7.3.31)	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所	7箇所
	Ⅱ型 (児童養護施設等)	0箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所
	Ⅲ型 (里親、FH)	0箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	5箇所
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況		無	無	無	有	有	有

【参考】

児童自立生活援助事業（施設類型）

Ⅰ型	自立援助ホーム
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム

本県の現状・課題・具体的な取組

①中核市（宮崎市）の児童相談所設置に向けた取組

現状	宮崎市が、令和11年度当初までの児童相談所開設を目指し、令和6年度に基本構想を策定
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親、児童養護施設等関係機関との関係構築、連携を行うことが必要 ○ 人材育成上、児童福祉司と児童心理司（SV含む）の確保と新規職員の研修体制整備が必要 ○ 中央児童相談所から宮崎市児童相談所への措置児童の移管において、こどもと保護者に今後の対応を理解してもらうことが必要
具体的な取組	宮崎市における児童相談所設置に向けて、引き続き、必要な支援を実施

②県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

現状	児童相談所における児童虐待相談対応件数の総数は、令和5年度1,791件と前年度より減少したものの 高止まりの傾向
課題及び具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待相談対応件数が高止まりの傾向にあることから、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、スーパーバイザーを含む児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師等を計画的に配置し、体制強化及び専門性の強化 ○ 児童相談所がこどもの相談に係る専門的な機関として、その機能を十分に果たしていくためには、市町村等との適切な役割分担による連携体制を強化することが必要であることから、市町村支援児童福祉司を中心として、日頃から市町村と情報共有を行う等、連携体制を整備

整備目標及び評価指標

- 児童福祉司等、国の定める配置基準に基づき体制整備を進める。医師、保健師、弁護士配置数については、現況の水準を維持
- 研修は児童福祉司の任用数に応じ、必要な職員全てが受講することを目標

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標					
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末	
児童相談所の管轄人口	中央	562,246	553,286人	548,306人	543,327人	538,347人	533,368人
	南部	265,795	261,560人	259,206人	256,852人	254,498人	252,144人
	北部	213,109	209,712人	207,825人	205,937人	204,050人	202,162人
第三者評価を実施している児童相談所数・割合 (分母：管内の児童相談所数)	箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	2箇所	3箇所
	割合	0/3	0/3	0/3	1/3	2/3	3/3
児童福祉司、児童心理司の設置数	児童福祉司	67	国の定める配置基準を満たす。				
	児童心理司	33					
市町村支援児童福祉司の配置数	1						
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	12						
医師の配置数	10人	10人					
保健師の配置数	3人	3人	3人	3人	3人	3人	
弁護士の配置数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における 研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に 係る研修等）の受講者数	17人（児童福祉司任用後研修）	新規に児童福祉司に配置された人数を評価指標とする。					
専門職採用者数の割合	100%	国の定める配置基準を踏まえ100%を基準とする。					

【参考】

児童相談所の各機能

市町村援助機能	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助を実施
相談機能	こどもに関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識、技術を必要とするものについて、必要に応じて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を実施
一時保護機能	必要に応じてこどもを家庭から分離して一時保護
措置機能	在宅指導、里親等委託、児童福祉施設入所措置

本県の現状・課題・具体的な取組

現状

- 障害児入所施設は令和6年9月現在で、県内に福祉型障害児施設が3箇所、医療型障害児施設が4箇所あり、福祉型障害児入所施設の入所児童数は定員120人に対して96人で入所率は約80%
- 本県の調査（令和6年9月）によると入所児童の入所理由について、措置では虐待（疑いを含む）や保護者の養育力不足が多く、契約では保護者の養育力不足やこどもの行動上の問題が多い結果。
また、本県の障害児入所施設の入所児童における**被虐待児（疑いを含む）の割合は、全体で約4割**

課題

障害児入所施設においては、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化が課題

具体的な取組

- 職員と入所児童との信頼を醸成した上で、障がい種別や程度による画一的な支援ではなく、入所児童一人ひとりの**特性に応じた支援を提供**することに努める。
- 今後、施設や地域の実情を踏まえた上で、可能な限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、福祉型障害児入所施設のユニット化等の整備に向けて検討
- 里親等委託が必要なこどものため、障がい児を受け入れることができる**専門里親やファミリーホームの登録を推進**

空 白



用語	説明
アセスメント	評価・判断・測定・検査などを行い、問題や課題を特定すること。児童福祉においては、こども、あるいは保護者の支援を行うため、支援対象者の状況や問題点を客観的に調査、評価すること。
意見表明等支援事業	児童の福祉に関し知識又は経験を有する者（児童相談所から独立した立場である意見表明等支援員）が、一時保護所、児童養護施設等において生活するこどもの意見を聴き取り、その意見を関係機関に表明することを支援する事業
S V 児童福祉司（スーパーバイザー）	児童福祉司が職務を行うため、必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司のこと。
親子関係再構築支援	こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと。また、親子再構築支援を適切に行うための体制や支援メニュー（カウンセリング事業、家族療法・保護者支援プログラム事業、ファミリーグループカンファレンス事業、宿泊型支援事業、スーパーバイズ事業）を確保できるよう、親子再統合支援事業が創設された。
家庭支援専門相談員	ファミリーソーシャルワーカー。虐待等の家庭環境上の理由により施設等に入所しているこどもの保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等によりこどもの早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行う。
家庭支援事業	児童福祉法第21条の18に規定される6つの事業を指す。（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業）
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。従来の「子育て世代包括支援センター」が担ってきた母子保健機能と「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた児童福祉機能が一体化したもの。
こどもの権利ノート	こどもの権利について、こどもが理解できるよう平易な文章で説明した冊子。里親に委託、または施設に入所となった際にこどもに対して配付、説明する。
こどもの権利擁護	こどもが持つ権利を守り、成長に必要な保護や配慮を提供することを目指すもの。社会的養護に係るものとして前述の意見表明等支援などがある。
在宅指導措置の委託	施設入所等までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な在宅での指導措置が必要とされるこども及びその保護者に対して、児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有すると認められる機関による指導が適当と考えられる事例について、児童相談所長が委託して指導を行うもの。
里親支援センター	里親支援事業※を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育されるこども（里子）並びに里親になろうとする者について、相談その他の援助を目的とする施設 ※里親支援事業（児童福祉法第11条第1項第2号トに掲げる業務） 里親に関する普及啓発を行うことや里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うことなど
里親支援専門相談員	里親支援ソーシャルワーカー。児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行う。
里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）	一連のフォスタリング業務※を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。 ※フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号トに掲げる業務に相当する以下の業務であり、県（児童相談所）の本来業務。ただし、民間機関への委託も可能
サポートプラン	継続支援が必要な妊産婦・こども及びその家庭に対し、支援対象者と支援者（市町村のこども家庭センター職員等）が、課題を共有し解決に向け、共に作成する支援計画である。支援対象者の意向、解決すべき課題、支援の種類及び内容を記載する。

用語	説明
児童家庭支援センター	児童家庭福祉に関する地域相談機関であり、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けたこども及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。
児童自立生活援助事業	こどもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除されたこども等、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業。児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とし、場所によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型がある。
社会的養育	社会がこどもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全てのこどもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養護」のみならず、市町村が行う家庭支援事業などの地域における子育て支援施策全般も含まれる。
社会的養護	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われる。
社会的養護自立支援拠点事業	措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業
第三者評価	児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター）については、昭和23年厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないと規定されている。また、一時保護施設においても定期的な実施が規定された。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。妊婦のうち障害を有し育児困難が予想されたり、貧困状態もしくはDV、若年妊婦などで出産前から子育てに関して支援が必要と市町村が判断したもの。
妊産婦等生活援助事業	家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する事業
乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
ファミリーホーム	ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当であると認められるこどもに対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、こどもの養育を行う事業
ふれあい家庭	児童養護施設に入所しているこどもで学校等の長期休業期間などに家庭に帰省することの難しいこどもに家庭生活の体験の機会を与え、児童の健全育成を図るため、一般家庭や里親に一定期間（1週間以内）委託する事業
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設
レスパイト	支援者（里親）が一時的にその状況から離れ休息を取ることで、心身の健康を保ち、継続的な支援を行うこと。

- 当事者であるこどもが、権利擁護についてどのように感じているか実態を把握するため、本県こども家庭課が、児童養護施設入所児童等に対して、匿名によるアンケート調査を実施
- アンケート調査については、令和6年7月から8月の間に里親・ファミリーホーム、児童養護施設及び自立援助ホームに措置等している小学1年生以上のこどもを対象（令和6年7月1日時点）に実施。対象児童数やアンケート回答数等については以下のとおり

	対象児童数（小学生以上）				回答数	回答率	参考（対象外） 未就学児童数 （小学生未満）
	小学生	中学生	高校生以上	合計			
里親・ファミリーホーム	16	5	14	35	25	71.4%	11
児童養護施設	139	73	91	303	293	96.7%	48
自立援助ホーム	0	5	9	14	13	92.9%	0
計	155	83	114	352	331	94.0%	59

①職員等に意見・気持ちを伝える機会の有無

【質問：困っていることや、してほしいことがあったときに施設の先生等（里親）などに伝える機会がありますか？】

里親委託児童・ファミリーホーム入所児童

項目	結果	
	回答数	割合
ある	22	88.0%
ない	3	12.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%

児童養護施設入所児童

項目	結果	
	回答数	割合
ある	196	66.9%
ない	84	28.7%
無回答	13	4.4%
合計	293	100.0%

自立援助ホーム入所者

項目	結果	
	回答数	割合
ある	11	84.6%
ない	2	15.4%
無回答	0	0.0%
合計	13	100.0%

②伝える機会が「ない」と回答したこどもの意見

児童養護施設入所児童

上記質問①において「ない」と回答したこどもの中で、「誰にも言わない」と回答した結果及び理由

【回答結果】

項目	回答数
誰にも言わない	20

【理由】

項目	結果	
	回答数	割合
どうやって言えばいいかわからない。	10	50.0%
いうことがない。（困っていない。嫌なことがない）	7	35.0%
無回答	3	15.0%
合計	20	100.0%

③気持ちを伝える手段・方法

【里親・ホーム職員への相談方法】

【選択式：定期面談、自分から相談に行く、その他（自由記述）】

里親委託児童・ファミリーホーム入所児童

項目	結果	
	回答数	割合
定期面接	0	0.0%
自分から相談に行く	17	68.0%
無回答	8	32.0%
合計	25	100.0%

【施設職員への相談方法】

【選択式：定期面談、自分から相談に行く、その他（自由記述）】

児童養護施設入所児童

項目	結果	
	回答数	割合
定期面接	69	23.2%
自分から相談に行く	156	52.3%
日記を書く、紙に書く	3	1.0%
職員から聞かれたとき	6	2.0%
その他	8	2.7%
無回答	56	18.8%
合計	298	100.0%

【ホーム職員への相談方法】

【選択式：定期面談、自分から相談に行く、その他（自由記述）】

自立援助ホーム入所者

項目	結果	
	回答数	割合
定期面接	2	13.3%
自分から相談に行く	11	73.3%
その他（メール）	2	13.3%
合計	15	100.0%

④里親制度の理解や興味について

児童養護施設入所児童

【質問①：里親制度を知っていますか？】

項目	結果	
	回答数	割合
知っている。	123	42.0%
知らない	130	44.4%
無回答	40	13.7%
合計	293	100.0%

【質問②：里親制度に興味はありますか？（左記質問で「知っている。」と回答した者が対象）】

項目	結果	
	回答数	割合
ある	37	30.1%
ない	81	65.9%
無回答	5	4.1%
合計	123	100.0%

⑤施設卒業後、施設等との関係性について

全児童

【質問：施設（里親の元、ホーム）を卒業したあとも、施設等に遊びにいったり、困ったときに相談などをしたりしてくれますか？】

【回答結果】

項目	結果	
	回答数	割合
はい	200	60.4%
いいえ	55	16.6%
無回答	76	23.0%
合計	331	100.0%

【「はい」と回答した主な理由】

項目	結果	
	回答数	割合
施設等が楽しいから（思い出がある、遊びたい、お世話になった）	41	20.5%
相談したい（信頼している、相談しやすい、話したい職員がいる）	59	29.5%
職員の顔をみたい（みんなに会いたい）	21	10.5%
兄弟にあいたい	9	4.5%
友達にあいたい	6	3.0%
家族は頼れない	1	0.5%
暇つぶし、寂しい	5	2.5%
特に理由はない、なんとなく、分からない、なし	20	10.0%
その他	11	5.5%
無回答	27	13.5%
合計	200	100.0%

【「いいえ」と回答した主な理由】

項目	結果	
	回答数	割合
関わりたくない（行く必要性を感じない）	10	18.2%
迷惑をかけたくない	2	3.6%
相談しても期待できない、変わらない（職員には話せない）	7	12.7%
他に頼ることができる人がいる	3	5.5%
理由はない、分からない、面倒くさい	9	16.4%
忙しくなり余裕がないと思う	3	5.5%
その他	8	14.5%
無回答	13	23.6%
合計	55	100.0%

⑥施設等を出たいと思ったことがあるかどうか

児童養護施設入所児童

【質問：施設を出たいと思ったことはありますか？】

【回答結果】

項目	結果	
	回答数	割合
ある	168	57.3%
ない	91	31.1%
両方選択	3	1.0%
無回答	31	10.6%
合計	293	100.0%

【「ある」と回答した主な理由（自由記述）】※両方選択含む。

項目	結果	
	回答数	割合
家族に会いたい（家に帰りたい）	70	40.9%
施設に不満、ルールが厳しい	31	18.1%
人間関係の問題（ケンカ等）	9	5.3%
自立したい。（自由になりたい）普通の生活をしたい	15	8.8%
楽しくない（怒られたときなど）	12	7.0%
友人に会いたい	4	2.3%
いじわるされた、いじめられた（差別された）	8	4.7%
一人になりたい	2	1.2%
その他	8	4.7%
無回答	12	7.0%
合計	171	100.0%

【「ない」と回答した主な理由（自由記述）】※両方選択を含む。

項目	結果	
	回答数	割合
施設が楽しい（イベントや友達）	29	30.9%
安心・安全・楽（家よりも幸せだから）	10	10.6%
特に困っていない	7	7.4%
考えたこともない（なんとなく）	5	5.3%
お金が貯まる	1	1.1%
出るのが不安	2	2.1%
その他	6	6.4%
無回答	34	36.2%
合計	94	100.0%